


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>家事審判法が廃止となり、新たに家事事件手続法が制定されたことから、これを引用していた要綱の一部改正を次のとおり行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第4条中「家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条」を「家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項」に、「負担する」を「負担するものとする」に改める。</p> <p>第5条を次のように改める。</p> <p>第5条 市長は、家事事件手続法第28条第2項の規定により、家庭裁判所が本人又は関係人に審判の請求に係る費用を負担させることとしたときは、本人又は関係人に対して前条の規定により市が負担した費用を請求できるものとする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>今回の改正により、適切に事務処理を行うことができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済みである。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに起案処理することとする。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。